

亀山市告示第112号

亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年5月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う環境の変化に起因して、業況が悪化し、経営の維持向上に支障を来している中小企業・小規模企業に対し、補助金を交付することにより、販路開拓や生産性向上などを目指して策定した経営向上計画の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業 三重県中小企業・小規模企業振興条例（平成26年三重県条例第5号。以下「県条例」という。）第2条第3項に規定する中小企業・小規模企業をいう。
- (2) 経営向上計画 県条例第16条の規定により認定を受けた三重県版経営向上計画をいう。

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内に主たる事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有し、経営向上計画のステップ2又はステップ3の認定を受けている中小企業・小規模企

業で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降における最近1月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少しており、かつ、その後2月間を含む3月間の売上高等が前年同期比で15%以上の減少が見込まれるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たす事業を行うために必要な別表に掲げる経費で、市長が必要かつ相当と認めるものとする。

- (1) 経営の向上を図るために販路拡大や生産性の向上などに向けて取り組む事業であること。
- (2) 国、三重県又は三重県が出資(出せん)した団体その他の団体の補助金の交付を受けない事業であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3に相当する額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、その額が30万円を超えるときは、30万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和3年2月26日までに、亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支計画書(様式第3号)
- (3) 売上高等が15%以上減少していることの確認書(様式第4号)(補助金の交付申請日前1月以内に商工団体の確認を得たものに限る。)
- (4) 直近1期分の財務諸表の写し
- (5) 法人にあっては、定款又は登記簿謄本(補助金の交付申請の

日前6月以内に発行されたものに限る。)の写し

(6) 個人にあつては、住民票抄本(補助金の交付申請の日前6月以内に発行されたものに限る。)の写し

(7) その他市長が必要とする書類
(補助金の交付決定)

第8条 市長は、交付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、亀山市補助金等交付規則(平成17年亀山市規則第32号)第7条第1項の規定によるほか、国、三重県又は三重県が出資(出せん)した団体その他団体の補助金の交付を受けようとするときその他市長が必要と認めるときは、令和3年3月31日までに、前条の規定により決定を受けた補助金に係る交付申請を取り下げることができる。

2 補助金の交付申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(補助事業の変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金変更申請書(様式第6号。以下「変更申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次項に定める軽微な変更の場合は、この限りでない。

(1) 事業変更計画書(様式第7号)

(2) 収支変更計画書(様式第8号)

(3) その他市長が必要とする書類

2 前項の規定における軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更以

外の変更をいう。

(1) 補助事業の内容の著しい変更

(2) 補助金の額(合計額)の変更

3 市長は、第1項の承認に当たって、必要な条件を付して承認することができる。

4 市長は、第1項の承認を行った場合は、亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金変更承認通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金交付事業中止(廃止)申出書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金交付事業遅延等報告書(第11号様式)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第11条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業が完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、補助事業を中止し、又は廃止した日)を起算日として20日を経過する日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金実績報告書(様式第12号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第13号)

(2) 収支精算書(様式第14号)

(3) 取得財産等管理台帳(様式第15号)の写し

(4) その他市長が必要とする書類

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和2年度分の補助金の交付から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第5条関係)

補助対象経費

対象経費	内容
広報費	パンフレット、ポスター、チラシ、ホームページ等の作成及び広報媒体等の活用のために支払われる経費。
開発費	新商品及びパッケージの試作及び開発に伴う原材料費等の購入並びに設計、デザイン、製造、改良及び加工のために支払われる経費。
機械装置等購入費	生産及び販売の拡大並びに新たなサービス提供に必要な鍋、オーブン、冷凍冷蔵庫等の購入のために支払われる経費。
その他の経費	その他生産性の向上等のために市長が特に必要と認めた経費

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1) 支出証拠書類により支払ったことを明確に示すことができない経費

(2) 補助事業に直接関わらない経費

(3) 汎用性が高くその使用が補助事業の遂行に限定されないものの(消耗品、自動車等)の購入に係る経費

(4) 換金性が高いもの(切手等)の購入に係る経費

(5) ソフトウェアの更新等に係る経費

(6) 公金の使途として社会通念上適切でない経費

様式第1号（第7条関係）

亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

住 所
名 称
代表者職氏名 印

亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金の交付を受けたいので、亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業のテーマ

2 申請する補助金の額
金 円

3 三重県版経営向上計画認定状況
認定年月日 年 月 日
認定番号 認定第 ー 号
ステップ区分

4 関係書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支計画書（様式第3号）
- (3) 売上高等が15%以上減少していることの確認書（様式第4号）（申請日前1月以内に商工団体の確認を得たもの）
- (4) 直近1期分の財務諸表の写し
- (5) 法人にあっては、定款又は登記簿謄本（申請日前6月以内の発行のもの）の写し
- (6) 個人にあっては、住民票抄本（申請日前6月以内の発行のもの）の写し

5 連絡先

所属名称			
担当者職氏名			
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			

同意書

私は、亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金交付要綱第5条の規定により、市職員が国、三重県又は三重県が出資（出えん）した団体その他団体に対し、調査することについて同意します。

申請者 印
(生年月日)

事業計画書

事業実施主体	
補助事業のテーマ	
現状の課題 （新型コロナウイルス感染症による影響を含め記載）	
事業内容 （取り組む内容を具体的に記載）	
生産性の向上、高付加価値化の観点から期待される効果と事業目標	
補助事業の実施期間	開始予定日 交付決定日 ～完了予定日 年 月 日
実施スケジュール （令和3年3月31日までに実績報告をする必要がありますので、工事等の完成は、それ以前になるよう計画してください。）	

備考

- 1 記入欄は、適宜拡張してください。
- 2 補足説明など、適宜資料を添付してください。
- 3 他の補助金との併用はできません。

収 支 計 画 書

【収入】 (単位：円)

補助金	
自己資金	
借入金	
その他 ()	
計	

【支出】 (経 費 配 分) (単位：円)

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	負担区分		積算内訳
			補助金	自己資金他	
計					

備考

- 「補助金」とは、亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金をいいます。
- 補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

売上高等が15%以上減少していることの確認書（依頼）

年 月 日

（商工団体）

様

申請者 住所
（依頼者） 名称
代表者職氏名 印

私は、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下記のとおり売上高等が減少していることから、亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金を申請するため、当該売上高等の減少について確認をお願いします。

記

- 最近1月間の売上高等実績（年 月 日～年 月 日）（A） _____ 円（実績）
前年同期の売上高等実績（年 月 日～年 月 日）（B） _____ 円（実績）
減少率（ $(B - A) / B$ ） _____ %（実績）
- 1の期間及び1の期間後2月間の売上高等の見込み（年 月 日～年 月 日）（C） _____ 円（見込み）
前年同期の売上高等の実績（年 月 日～年 月 日）（D） _____ 円（実績）
減少率（ $(D - C) / D$ ） _____ %（実績見込み）
- 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由
- 売上高等の根拠となる資料 別添資料のとおり

売上高等が15%以上減少していることの確認書（回答）

年 月 日

上記のとおり、相違ないことを確認しました。

確認者 住 所
名 称
職 名
（事務局長、中小企業相談所長等） 印

様

亀山市長

亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金交付決定
通知書

年 月 日付けで交付申請のあった亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので、亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 申請者住所（所在地）
- 2 氏名又は名称及び代表者の職氏名
- 3 補助金の額 金 円

様式第6号（第10条関係）

亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金変更申請書

年 月 日

亀山市長 様

住 所

名 称

代表者職氏名

印

年 月 日付け第 ー 号で交付決定のありました亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金の交付に係る事業（補助事業）について、内容等を変更し、これに併せて補助金の額を変更したいので、亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業のテーマ

2 変更を申請する補助金の額
金 円（変更前 金 円）

3 変更理由

4 関係書類

- (1) 事業変更計画書（様式第7号）
- (2) 収支変更計画書（様式第8号）
- (3) その他市長が必要とする書類

5 連絡先

所属名称			
担当者職氏名			
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			

事業変更計画書

事業実施主体	
補助事業のテーマ	
現状の課題 (新型コロナウイルス感染症による影響を含め記載)	
事業内容 (取り組む内容を具体的に記載)	
生産性の向上、高付加価値化の観点から期待される効果と事業目標	
補助事業の実施期間	開始予定日 交付決定日 ~完了予定日 年 月 日
	開始予定日 交付決定日 ~完了予定日 年 月 日
実施スケジュール	

備考

- 1 記入欄は、適宜拡張してください。
- 2 補足説明など、適宜資料を添付してください。
- 3 上段に変更前の、下段に変更後の内容を記入してください。

収 支 変 更 計 画 書

【収入】 (単位：円)

補助金	
自己資金	
借入金	
その他 ()	
計	

【支出】 (経費配分) (単位：円)

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	負担区分		積算内訳
			補助金	自己資金他	
計					

備考

- 1 「補助金」とは、亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金をいいます。
- 2 補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。
- 3 上段に変更前の、下段に変更後の内容を記入してください。

様

亀山市長

亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金変更承認
通知書

年 月 日付けで申請のあった亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金の変更については、下記のとおり承認したので、亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金交付要綱第10条第4項の規定により通知します。

記

- 1 申請者住所（所在地）
- 2 氏名又は名称及び代表者の氏名
- 3 変更を承認した補助金の額
金 円（変更前 金 円）
- 4 変更内容

様式第10号（第11条関係）

亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金交付事業
中止（廃止）申出書

年 月 日

亀山市長 様

住 所

名 称

代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 一 号で交付決定のありました亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金の交付に係る事業（補助事業）を中止（廃止）したいので、次のとおり申し出ます。

1 中止（廃止）の理由

2 添付資料

様式第11号（第12号関係）

亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金交付事業
遅延等報告書

年 月 日

亀山市長 様

住 所
名 称
代表者職氏名 印

年 月 日付け 第 一 号で交付決定のありました亀山市新
型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金の交付に係る事業（補助事業）
の遅延等について、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
金 円
- 3 遅延等の内容
- 4 遅延等の理由
- 5 遅延等に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の見込み

様式第12号（第13条関係）

亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金実績報告書

年 月 日

亀山市長 様

住 所
名 称
代表者職氏名

印

年 月 日付け第 ー 号で交付決定のありました亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金について、亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業のテーマ

2 補助金交付決定額 金 円

3 関係書類

- (1) 事業実績書（様式第13号）
- (2) 収支精算書（様式第14号）
- (3) 取得財産等管理台帳（様式第15号）（該当がある場合のみ）
- (4) その他市長が必要とする書類

4 連絡先

所属名称			
担当者職氏名			
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			

事業実績書

- 1 補助事業の取組内容及び結果

- 2 補助事業の成果及び事業目標の達成度

- 3 補助事業の実施経過

実施年月日	具体的な実施内容

備考 事業計画書の実施スケジュールに記載した内容等に沿って記入してください。

- 4 今後の展開等の方針

- 5 その他特記事項

収 支 精 算 書

【収入】 (単位：円)

補助金	
自己資金	
借入金	
その他 ()	
計	

【支出】 (経費配分) (単位：円)

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	負担区分		積算内訳
			補助金	自己資金他	
計					

備考

- 1 「補助金」とは、亀山市新型コロナウイルス感染症対策経営向上サポート事業補助金をいいます。
- 2 補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。
- 3 上段に交付決定時の内容を、下段に実績を記入してください。

取得財産等管理台帳

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	保管場所	備考

備考

- 1 この台帳記載の対象となる取得財産等は、減価償却資産とします。
- 2 数量は、同一規格であれば、一括して記載して差し支えありませんが、単価が異なる場合は区分して記載してください。